

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、創業者の経営哲学でもある「誠実、高品質、顧客第一」という経営理念と「1.社会への奉仕、2.顧客への奉仕、3.技術開発、4.個人能力の開発、5.職場の和」という経営基本方針を掲げ、事業活動を通じてこれらを実践することで、企業価値の向上を図り、すべてのステークホルダーにとって価値ある企業「Good Company」となることをめざしております。

Good Companyとは

- ・特徴的な製品・ビジネス・しくみ等を生み出す「活力ある企業」
- ・投資と収益のバランスが取れ、安定的に利益創出できる「強い体質の企業」
- ・従業員が自己の成長を実感でき、かつ、自己実現が可能な「夢とロマンのあふれる企業」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

当社では、現在、議決権電子行使プラットフォームの利用ならびに招集通知の英訳は行っておりません。今後、議決権電子行使につきましては、株主・投資家のご意見を参考にしつつ検討してまいります。また、招集通知の英訳については、海外投資家の持株比率の推移を踏まえたうえで、対応を検討してまいります。

【補充原則1-2-5 実質株主の議決権行使への対応】

株主総会における議決権は株主名簿記載者が有するとの認識のもと、当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを原則認めておりません。今後は、実質株主の要望を踏まえたうえで、信託銀行等と協議しつつ対応を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社は、ウェブサイト上において、「経営理念」「経営基本方針」「中期経営ビジョン」「グループ行動憲章」等の英語開示を行っております。その他につきましては、現在、英語での情報の開示は行っておりませんが、ステークホルダー各位の要望を踏まえたうえで、今後の対応を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は現在のところ、最高経営責任者等の承継に関する計画を策定しておりません。今後は、指名・報酬諮問委員会の助言等を参考にしつつ、取締役会の場において議論を深め、適切な計画を策定したいと考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、毎年、各取締役の自己評価を行っており、これに社外取締役や監査役会の意見を加えて、取締役会の実効性についての分析・評価を行っております。

なお、その結果の概要を開示することにつきましては、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則・原則・補充原則の全73項目に関する当社の対応状況について以下のURLに開示しております。

『コーポレートガバナンス・コード各原則への取組について』 <http://www.c-max.co.jp/policy02.htm>

なお、コーポレートガバナンス・コードによって開示することが求められている事項の内容は以下のとおりです。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社の政策保有株式に関する基本方針は以下のとおりです。

- (1) 単なる安定株主としての保有は行いません。
- (2) 配当等のリターンを考慮しつつ、企業間取引の関係強化をはじめとするビジネス上のメリットがある場合に限定します。
- (3) 定期的に保有メリットを検証し、保有の重要性が低下したと判断された場合、株式市場の動向に配慮しつつ、必要に応じて売却するものとします。
- (4) 議決権については、「本方針に適合するかどうか」「投資先企業の企業価値向上が期待できるか」等を勘案したうえで行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者等の取引を行うにあたっては、会社法の定めに従い、取締役会での承認を受けることとしております。そして、当該取引があった場合は、招集通知や有価証券報告書等で開示しております。また、取締役・監査役およびその近親者との取引について、取引の有無に関する調査を毎期末に実施し、関連当事者取引を監視しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 当社の「経営理念」「経営基本方針」「長期経営ビジョン」「中期経営計画」につきましては、以下のURLに開示しております。
 経営理念・経営基本方針・長期経営ビジョン <http://www.c-max.co.jp/policy01.htm>
 中期経営計画 <http://www.c-max.co.jp/irinfo03.htm>
- (2) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方につきましては、本報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
- (3) 取締役の報酬につきましては、透明性を高めるため、指名・報酬諮問委員会において、担当分野、各人業績等に基づき、報酬総額の限度内で報酬額を協議し、これを取締役会にて審議のうえ、決定しております。
- (4) 取締役・監査役候補者の指名につきましては、指名・報酬諮問委員会において協議し、取締役会にて審議のうえ、決定しております(監査役候補者につきましては、監査役会の同意を得ることとしております)。
 なお、候補者を指名するにあたっては、企業経営、コンプライアンス、当社事業等に関する知識、見識、経験等を十分考慮したうえで、担当役割に応じた責任を全うできる適任者を選定、指名することとしております。
- (5) 個々の選任・指名理由については招集通知の株主総会参考書類に掲載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「法令」「定款」「取締役会規則(取締役会付議基準含む)」等に基づき、取締役会で審議する事項を決定しております。
 また、権限委譲につきましては、経営に対する影響度に鑑み、「組織規程(職務権限基準含む)」において、代表取締役から業務執行役員に至るまでの決裁基準、意思決定の範囲等を明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、企業経営、コーポレート・ガバナンスなどに精通する独立社外取締役を2名選任しております。
 なお、独立社外取締役の比率については、今後の事業規模や分野の広がり、会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、適宜検討を行います。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する考え方】

当社取締役の員数は8名以内と定款に定めておりますが、このうち2名の社外取締役を置くことを基本的な考え方としております。
 取締役会の実効性をあげるため、取締役登用に当たっては、工作機械・機械工具事業に精通した人材、ものづくりに精通した人材、法務・財務等に精通した人材、企業経営に精通した人材をバランスよく登用するよう努めております。
 また、指名・報酬諮問委員会において、独立した客観的な立場から、取締役・経営陣の選任や解任について、会社の業績や各人の業績等の結果を踏まえ、公正かつ透明性の高い評価を行っており、取締役会はその評価を最大限に尊重しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その兼任状況を招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの基本方針は以下のとおりです。
 (1) 当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な知識や情報を習得するトレーニングの機会を継続的に提供します。
 (2) 当社取締役・監査役は、その役割・責務を果たすため、当社の財務状態、法令順守、コーポレートガバナンス、その他の事項に関して、能動的に知識や情報を収集し、研鑽を積みます。

【補充原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主を始めとする投資家との建設的な対話が重要との認識に立ち、積極的な対応に努めており、建設的な対話を促進するため、以下のような取り組みを行っております。

- (1) 当社のIR活動は、管理部門担当業務執行役員の統括のもと、管理部門の経営管理部が担当しております。
- (2) 当社の経営管理部は、経営企画、財務、経理、IR、IT等を主な業務としております。また、総務、人事、株式、法務等を担当する総務部がこのサポートにあたることで、各機能の有機的な連携とこれに基づくIR活動が可能な体制となっております。
- (3) 当社では、個別面談の他に、工場見学会の適宜実施、IRイベントへの参加、当社ウェブサイトにおける情報開示等を通じて、株主を始めとする投資家との対話に努めております。
- (4) 投資家との対話を通じて得られた意見や要望等は、適時取締役会等を通じて共有し、企業価値の継続的な向上に活かすよう努めております。
- (5) 株主や投資家との対話にあたっては、「インサイダー取引管理規程」に従い、関連情報の管理強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
C.I.F.HOLDING株式会社	1,270,000	5.90
有限会社シーマックス	1,150,000	5.34
株式会社晃永	1,050,000	4.88
森 誠	1,039,000	4.82
富士精工従業員持株会	665,378	3.09
株式会社大垣共立銀行	558,877	2.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	461,041	2.14
森 仁志	445,000	2.07
三菱マテリアル株式会社	386,743	1.80
第一生命保険株式会社	313,000	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

更新

当社は、自己株式2,615,319株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	2 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社あるいは上場子会社を有しておらず、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐原 伸彦	他の会社の出身者											
大平 博	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐原 伸彦	○	豊田通商株式会社の出身者であり、同社との間に製品販売等の取引関係がありますが、主要な取引先の出身者等ではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される。	経営者としての豊富な経験及び幅広い識見に基づき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくため。 また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。
大平 博	○	ユニオンツール株式会社の代表取締役社長であり、同社との間に商品供給等の取引関係がありますが、主要な取引先ではなく、取引金額も極めて僅少なため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される。	経営者としての豊富な経験及び幅広い識見に基づき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくため。 また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	4	2	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	4	2	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明

当社の「指名・報酬諮問委員会」は、役員等の指名及び取締役等の報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として設置します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人である有限責任あずさ監査法人との間で、監査計画の確認を行うとともに年2回以上、当社および連結子会社等の会計監査の内容について報告を受けるなど、緊密な連携を図っています。

内部監査室は、社内各部署や子会社の業務執行につき内部監査を実施し、監査役とも連携を図り業務改善指導を行っており、監査結果については、内部統制審議会で報告・討議をするなどの体制を整備しております。

また、監査役と内部監査室は、より緊密な連携を図るため、定期的に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平野 徹	弁護士										○			
木村 元泰	公認会計士													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 徹	○	成田・長谷川法律事務所に所属しており、同事務所との間に顧問契約による取引関係がありますが、その顧問料は極めて僅少なため、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断される。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有し、企業法務にも精通しており、取締役の業務執行について、適法性及び妥当性の監督・監視を客観的な視点からの確に行っていただくため。 また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。
木村 元泰	○	――	公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する専門知識と実務経験を有しており、取締役の業務執行について、適法性及び妥当性の監督・監視を客観的な視点からの確に行っていただくため。 また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

【業績連動型報酬制度】

取締役賞与は連結当期利益に連動する報酬制度としています。

また、役員報酬の一部に株価連動型報酬制度を導入しており、役員の月額報酬うち一定額を役員持株会に拠出し、当社株式を継続的に取得するとともに、取得した株式は原則として役員在任期間中は保有することとしております。これにより、役員報酬と株価との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確にするとともに、業績向上及び株価上昇に対する意欲を高め、企業価値の向上に資するものです。

【ストックオプション制度】

ストックオプションについては、株主総会の決議により、取締役への割当の上限個数を都度決定し、各取締役への割当個数は取締役会で決定しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

業績向上への意欲や士気を一層高めること、当社監査役の適正な監査に対する意識を一層高めることにより、当社グループの健全な経営と株主利益の向上に資することを目的として、当該者に対しストックオプションを付与するものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬額の額については、総額と内訳を事業報告及び有価証券報告書に記載し、それらを当社ウェブサイトに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 取締役(社外取締役を除く)の報酬は、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会の検討結果を踏まえ、株主総会において決議された金額等の範囲において取締役会決議で決定される固定的な基本報酬及び当社の連結当期利益に基づく業績連動賞与、ならびに中長期インセンティブ報酬としてのストックオプションにより構成されます。なお、役員退職慰労金制度は、平成21年5月21日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止しており、取締役に退職慰労金を支給しません(但し、当該制度廃止前に支給が決定されていたものは除きます)。
- (2) 監査役については月例報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。月例報酬については、株主総会で決議された月額報酬の限度内で監査役の協議で決定しております。なお、役員退職慰労金制度は、平成21年5月21日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止しており、監査役に退職慰労金を支給しません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役のサポートについては、取締役会の事務局を担当する総務部が担当し、必要であると認められる場合は、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会資料の事前配布を行うなど、円滑な業務サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

■コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、取締役会と監査役会により業務執行の監督・監査を行っております。

<取締役会>

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成しており、原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時で開催し、法令・定款に定める事項や経営目標、経営戦略等の重要事項の決定と業務執行状況の監督を行っております。

また、取締役会には監査役全員が出席し、取締役会の業務執行について適法性・妥当性を監査しております。

<監査役会>

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しており、各監査役は必要に応じて随時、取締役・会計監査人・内部監査室と意見交換を行うとともに、業務執行における重要会議に出席し、業務の執行状況を常に監査する体制を敷いております。

■会計監査の状況

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した会計監査人は、次のとおりです。

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 松本千佳、澤田吉孝

監査業務に係る補助者は公認会計士9名、その他10名であり、継続監査年数はいずれも7年以内です。

■責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査役会設置会社の体制を採用しており、取締役会による業務執行の監督機能と監査役会による監査機能の強化・充実がコーポレート・ガバナンスの有効性を高める方法であると考えております。この考えのもと、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置することで取締役会の機能を補完する体制を強化いたしました。また、取締役の人数を減らし執行役員へ権限委譲を行うことで、取締役の業務監督機能と業務執行機能の分離を進めております。

このように、当社は、従来からの監査役会設置会社の体制をベースに、新たなコーポレート・ガバナンス強化の体制を導入することで、企業経営の健全性、適法性及び効率性の維持・向上を実現できると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知を総会開催日の3週間以上前に株主宛に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会の招集通知、年次報告書等を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ行動憲章を制定し、アクションマニュアルとして社員へ冊子を配布の上、周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に準じ、省エネ・廃棄物低減・環境にやさしい製品の提供を通じ、環境の継続的改善に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「誠実・高品質・顧客第一」を経営理念として掲げ、経営基本方針である「社会への奉仕、顧客への奉仕、技術開発、個人能力の開発、職場の和」のもとに、役員・従業員一人ひとりが同じ価値観を共有し、社会に貢献し続ける「グッドカンパニー（活力ある企業・強い体質の企業・夢とロマンあふれる企業）」でありたいと考えています。

こうした考えのもと、業務の適正を確保するために必要な体制を整備・運用・改善していくことは、経営の重要な責務と認識し、次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、同システムの整備・運用をはかります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程及び当社グループ全体の行動規範とする富士精工グループ行動憲章を定め、これを実効化します。
 - (2) 取締役、使用人への企業倫理意識等の浸透をはかるため、コンプライアンス推進組織を設置します。
 - (3) 法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・是正をはかるため、内部通報制度として企業倫理ヘルプラインを設置します。
 - (4) 取締役は、財務報告の信頼性を確保し、会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備・運用します。
 - (5) 反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察・弁護士等の外部専門家と緊密な連携をはかり、組織全体として毅然とした態度で臨みます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会・常務会・執行役員会・経営会議などの重要会議における意思決定に係る議事録、稟議書類などの取締役の職務執行に係る文書は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程に基づき適切に保存・管理します。
 - (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理の最高責任者である代表取締役社長のもと、管理部門長がこれを統括し、リスク管理担当部署を設置のうえ、全社横断的なリスク管理体制を構築します。
 - (2) リスク管理規程に基づき、リスクの種類ごとに責任部署を定め、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施します。また、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク案件については、取締役会、常務会、執行役員会または経営会議の審議を経て決定します。
 - (3) 事業活動に重大な影響を及ぼす危機の発生に備え、危機管理マニュアルを定め、迅速かつ的確な危機対応・再発防止を行うことにより、損失の拡大防止・最小化に努めます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を有する社外取締役を継続して選任します。
 - (2) 中期経営計画及び年度経営計画を策定し、取締役会がこれを決定します。部門長のもと、各部門は当該計画及び年度社方針に沿った方針・目標を策定し、その実施状況を経営会議、経営方針推進会議で報告し診断を仰ぐなどして、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保します。
 - (3) 取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限基準により、各部門の業務分掌を明確にし、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
5. 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グローバル戦略会議を定期開催し、グループ方針・戦略を共有し、当社及び関係会社が相互に連携をはかり、企業集団の業績向上に資する体制を確保します。
 - (2) 関係会社会議を定期開催し、取締役が関係会社の経営環境、財政状態、経営成績、職務執行状況、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等を監視・監督する体制を確保します。
 - (3) 関係会社における職務執行状況を的確に把握するため、担当役員制を採用し、業務執行役員が各関係会社の監視・監督を担い、関係会社から適時適切に職務執行の報告を受ける体制を確保します。
 - (4) 関係会社の職務執行における重要事項については、関係会社管理規程により、審議事項及び報告事項を明確にし、その重要性に応じて、取締役会または常務会・執行役員会で審議・報告を行い、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を確保します。
 - (5) 内部監査規程に基づき、内部監査室が関係会社の職務執行に係る帳簿・記録・資料等の証跡に基づく監査を実施するほか、組織・制度の運用状況の適正性を監査する体制を確保します。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人を選任します。
 - (2) 補助使用人の選任、解任、異動、他部門の兼職、人事評価等の決定については、監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
 - (3) 監査役は補助使用人に対し、監査業務に必要な事項を指示できるものとし、補助使用人は取締役からの制限・制約を受けることなく、監査役の実効性を確保します。
7. 当社及び関係会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、常務会・執行役員会・経営会議・関係会社会議などの重要会議に出席することが出来るものとし、取締役及び使用人から職務執行状況に関する報告を受ける体制を確保します。
 - (2) 当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役の要請に応じて、業務の執行状況を報告するとともに、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合や不祥事、不正行為または法令違反等の行為が発生した場合は、速やかに監査役へ報告を行うものとします。
 - (3) 当社グループの取締役及び使用人等は、監査役に対する報告が通常の職制を通じた報告であるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者に対し一切の不利益な取扱いをしないものとします。
 - (4) 企業倫理ヘルプラインの適切な運用をはかり、当該内容は監査役へ適切な報告を行うものとします。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行い、会社の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について相互認識を深め、効果的な監査業務の遂行をはかるものとします。
- (2) 監査役は、内部監査室から内部監査の経過及び結果について報告を受けるとともに、会計監査人から会計監査の内容について随時説明を受けるなど情報交換を行い、相互に連携をはかるものとします。
- (3) 監査役がその職務について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きによって速やかに当該費用または債務を処理いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「富士精工グループ行動憲章」において、社会的倫理や良識に従って誠実に行動することを定め、企業倫理を徹底しており、市民社会や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切排除し、かつ不当要求には一切応じないことを基本的な考え方としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求等が発生した場合の対応を統括する部署を定め、その対応にあたっては警察、弁護士など外部専門機関と連携を図ります。

また、反社会的勢力に関する情報の収集・管理及び周知を図り、社内体制の整備を進めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

■ 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 社内体制の状況

(1) 各種情報の集約および管理

重要な情報の適時適切な開示を行うため、情報取扱責任者は管理部門担当執行役員とし、会社情報の把握、集約等の一元化を図り、経営管理部は発生した事実の内容及び関連事項を管理しております。

(2) 開示判断体制

a) 決定事実及び決算に関する情報

当社は、取締役会において経営に関する重要事項を決定しております。

情報取扱責任者は、証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、開示が必要か否かを十分に検討し、要否の判断を行ったうえ、開示が必要となる場合には速やかに適時開示いたします。

b) 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合は、部門担当執行役員・各部責任者・関係会社の責任者が情報取扱責任者に対して速やかに報告いたします。

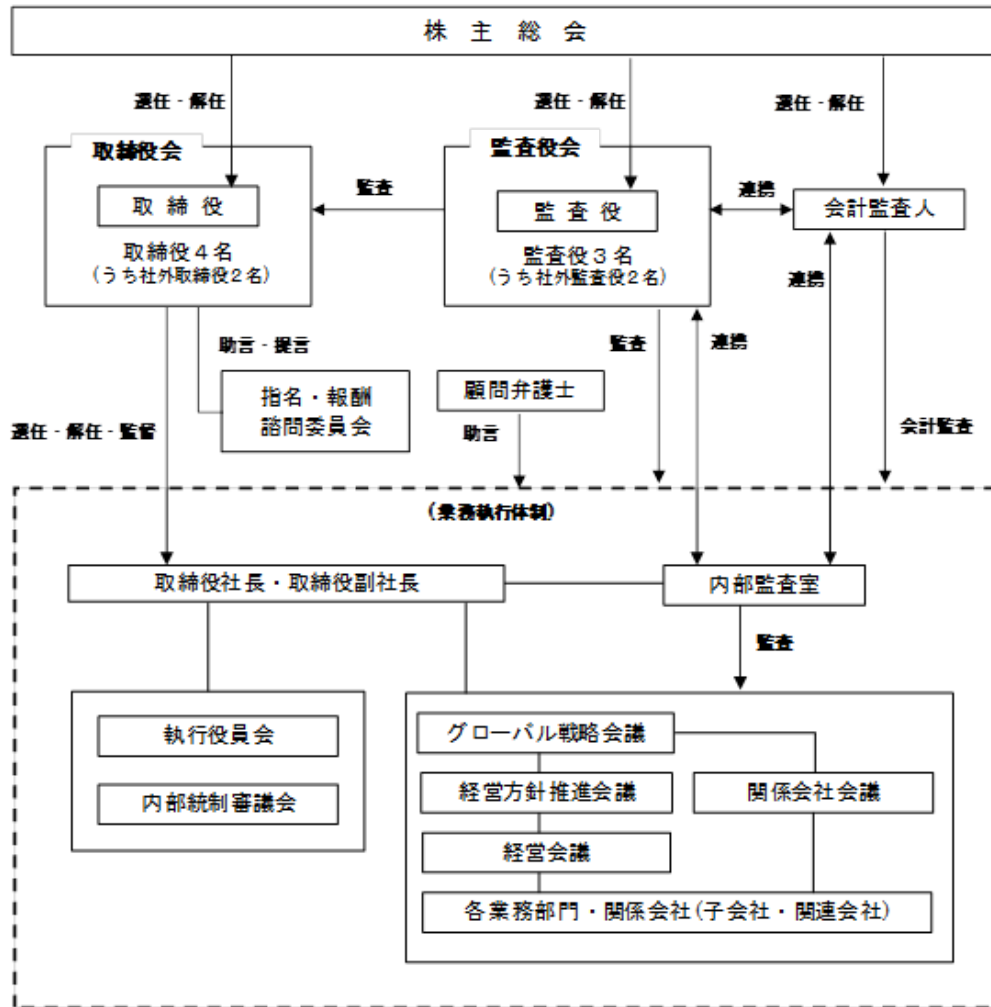
情報取扱責任者は、取締役会に報告するとともに、「適時開示規則」に従って開示が必要か否かを十分に検討し、要否の判断を行ったうえ、開示が必要となる場合には速やかに適時開示いたします。

2. 情報開示の方法

重要事実が取締役会で決議・決定された後、情報取扱責任者の指示により金融商品取引法、関連法令、証券取引所の定める「適時開示規則」に従って、速やかに適時開示いたします。

具体的には、証券取引所の適時開示システム「TDnet」及び自社ウェブサイトで開示し、必要に応じて記者クラブで発表を行う等、株主・投資家の皆様へ積極的な情報開示に努めます。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示に係る社内体制の概要図

